

群馬県立学校校務系ネットワーク(GSN)の通信環境強化

入 札 説 明 書

令和7年4月

群馬県教育委員会管理課

群馬県立学校校務系ネットワーク(GSN)の通信環境強化に係る入札公告(以下「公告」という。)に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、この公告による調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

1 公告日 令和7年4月15日(火)

2 契約者 群馬県教育委員会

3 担当部局

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県教育委員会管理課県立学校財務係

担当 野澤 直希

電話 027-226-4547 電子メール kkzaimu@pref.gunma.lg.jp

4 事業内容

(1) 調達件名(事業名)

群馬県立学校校務系ネットワーク(GSN)の通信環境強化(以下「本件」という。)

(2) 事業内容

群馬県立学校校務系ネットワーク(GSN)の通信環境強化仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和10年8月31日まで

(4) 利用期間

令和7年9月1日から令和10年8月31日までとする。

(5) 利用場所

群馬県立前橋高等学校ほか85か所(詳細は、別紙1 県立学校拠点一覧による。)

5 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和7年4月30日(水)までに、群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、令和7年5月14日(水)までに資格者名簿に登載されたことが確認できた者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者

であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による群馬県の入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第9条の規定による電気通信事業の登録を受け、電気通信事業者登録簿に登録されている事業者又は同法第16条第1項の規定による電気通信事業の届出をしている事業者であること。
- (7) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

6 入札参加資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、5に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い書類等を提出しなければならない。

なお、提出期限日までに書類等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の競争入札に参加することができない。

ア 書類等の提出期限

令和7年5月14日(水)午後5時まで

イ 書類等の提出方法

原則として、入札参加資格申請フォーム(<https://logoform.jp/form/9cfD/969874>)による。なお、入札参加資格申請フォームからの提出が困難な場合は、郵送又は持参とする。なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに必着のこと。また、封筒に「群馬県立学校校務系ネットワーク(GSN)の通信環境強化に係る入札参加資格審査書類在中」と朱書きすること。

- (2) 提出する書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書(別記様式第1号)

イ 一般競争入札参加資格確認資料(別記様式第2号)

ウ 電気通信事業法に基づく事業の登録または届出を証明する書類

なお、入札参加資格申請フォームからの提出が困難で入札参加資格申請書類を郵送又は持参で提出する場合には下記の書類も合わせて提出すること。

エ 担当者届(別記様式第3号)

- (3) 申請する書類等を提出した者は、入札日の前日までに契約担当者の要請に応じてその内容を説明し、契約担当者との協議に応じる義務を負うものとし、必要な場合は提出した書類等の内容の変更に応ずるべきものとする。
- (4) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和7年5月19日(月)までに通知する。(電送による通知)
- (5) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すとともに、書面によりその旨通知する。
- (6) その他
 - ア 提出された書類は、返却しない。
 - イ 提出期限日以降における書類等の差し替え及び再提出は、契約担当者が必要と認めた場合を除き認めない。

7 入札執行の日時及び場所等

(1) 入札及び開札の日時

令和7年5月26日(月)午後2時から

(2) 入札及び開札の場所

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県庁 昭和庁舎2階 22会議室

(3) 入札の際には、確認通知書(又はその写し)を持参すること。なお、郵送により入札を行う場合は、確認通知書の写しを入札書(別記様式第6号)に同封すること。

8 入札方法等

(1) 群馬県が入札参加資格を確認できなかった者又は群馬県が入札参加資格を確認した後、入札参加資格を失うことになった者は、入札の参加を認めない。

(2) 入札の方法は、入札者の直接持参又は郵送による入札とする。なお、郵送による場合は、書留郵便とし、令和7年5月23日(金)午後4時までに上記3に群馬県教育委員会管理課長あて親展で必着のこと。

(3) 契約手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

(4) 入札に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令及び規則の規定を守ること。

(5) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等の規定に抵触する行為をしないこと。

(6) 入札書は、封筒に入れ、事業名及び住所・氏名を記載して提出すること。

(7) 入札書は、入札者本人又はその代理人が提出すること。

(8) 代理人が入札をする場合は、入札前に委任状(別記様式第7号)を提出すること。

(9) 入札者本人又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。

(10) 郵送により入札書を提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて厳封のうえ、当該中封筒の封皮には氏名等及び「群馬県立学校校務系ネットワーク(GSN)の通信環境強化に係る一般競争入札書在中」と、また、表封筒にも「群馬県立学校校務系ネットワーク(GSN)の通信環境強化に係る一般競争入札書在中」とそれぞれ朱書きしなければならない。

(11) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(12) 提出した入札書の引換え又は変更は認めない。

(13) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

(14) 第1回の入札において落札者がいないときは、再度の入札を行う。再度の入札で落札者がいないときは、その入札における価格の下位の入札者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

(15) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときには、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。

9 開札

開札は、入札終了後直ちに上記7(2)に掲げる場所において行う。なお、その際、入札者本人又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者本人又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。

10 入札保証金

免除(規則第173条第1項第2号による)

11 契約保証金

免除(規則第199条第1項第3号による)

12 入札の無効

(1) 次の各号に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

ア 入札参加資格を有しない者の入札

イ 申請書又は確認資料に虚偽の記載を行った者のした入札

ウ 入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき。

エ 入札に際し、不正の行為があったとき。

オ 入札書の金額、氏名、印影、又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき。

カ その他、入札に関する条件に違反したとき。

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

(3) 入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において上記5に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

13 落札者の決定方法

(1) 申請書等を提出し、契約担当者から入札参加資格を有する旨の確認を受けた入札者であって、規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席をしない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

14 入札説明書等の質問

入札説明書、仕様書等に対する質問方法は次による。

(1) 質問書の受付

質問は、入札に係る質問フォーム(<https://logoform.jp/form/9cfD/973314>)より、令和7年4月15日(火)午前9時から同月30日(水)午後4時までに行うこと。

受付時間以外の質問並びに指定する方法によらない質問は、一切受け付けない。

(2) 質問書の回答

令和7年5月9日(金)午後4時まで、群馬県ホームページ(<https://www.pref.gunma.jp/>)にて閲覧に供する。

15 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、群馬県教育委員会に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い入札参加資格確認説明申込書(別記様式第5号。以下「説明申込書」という。)により、説明を求めることができる。

ア 説明申込書の提出期限

令和7年5月23日(金)午後4時まで(受付日及び時間は、休日条例第1条に規定する休日を除く日の午前9時から午後4時まで)

イ 説明申込書の提出方法・提出場所

上記3の電子メールあて電送とする。

- (2) 説明を求められたときは、令和7年5月30日(金)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

16 落札の公表

落札者は、群馬県報に公示する。

17 契約書の作成

落札者は、落札通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に理由があると認めた場合は、この限りではない。期間内に契約締結に応じないときは、契約の相手方となる資格を失う。

18 苦情の申立て

本手続における競争入札参加資格の確認その他の手続に不服がある者は、群馬県政府調達苦情検討委員会に対して苦情申立てを行うことができる。

連絡先 群馬県政府調達苦情検討委員会事務局

群馬県会計局会計管理課総務・決算係

電話 027-226-3811(ダイヤルイン)

19 契約条項等を示す場所

契約書案及び入札を定めている関係規則等については、次により閲覧できる。

閲覧場所 上記3の場所に同じ

20 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札説明書及び仕様書を入手した者は、これを本件入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (4) 確認通知書を受領した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、入札日の前日の午後4時までに「入札辞退届」(別記様式第8号)を上記3の場所に提出すること。なお、郵送の場合は書留郵便とすること。
- (6) この調達手続のいずれの段階であっても、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)のいずれかの規定に違反して調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得た日後10日以内に、群馬県政府調達苦情検討委員会に苦情を申し立てることができる。

- (7) 入札説明書に記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令並びに規則など関係法令の定めによる。